

岐阜県建設工事検査要領

(目的)

第1 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき、岐阜県が行う請負契約による建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「建設工事」という。）の検査に必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **検査** 検査員が工事請負契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う工事の完成部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) **検査権者・監督権者** 岐阜県行政組織規則（平成18年岐阜県規則第46号。以下「組織規則」という。）、岐阜県事務委任規則（昭和43年岐阜県規則第125号。以下「委任規則」という。）、岐阜県事務決裁規程（昭和43年岐阜県訓令甲第19号。以下「決裁規程」という。）、及び岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和44年岐阜県訓令甲第19号。以下「現地決裁規程」という。）に基づき、検査又は監督の権限を有する者をいう。
- (3) **検査員** 検査権者から建設工事の検査の執行を命ぜられた者をいう。
- (4) **監督員** 監督権者から建設工事の監督の執行を命ぜられた者をいう。
- (5) **受注者** 岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「会計規則」という。）により建設工事の請負契約を締結した相手方をいう。
- (6) **本庁検査** 組織規則及び決裁規程に基づく本庁の検査権者又は本庁の検査権者から検査の執行を命ぜられた者が行う検査をいう。
- (7) **現地機関検査** 委任規則及び現地決裁規程に基づく検査権者又は検査権者から検査の執行を命ぜられた者が行う検査をいう。
- (8) **設計図書** 工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条第1項に定める設計図書をいう。

(検査の方法)

第3 検査は建設工事の出来形を対象として工事請負契約書（以下「契約書」という。）、設計図書及び岐阜県建設工事検査基準等に基づいて行うものとする。

(検査の種類)

第4 建設工事の検査の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) **完成検査** 工事の全部又は一部（設計図書において指定したものに限る。）が完成した場合に行う検査[約款第32条2項、第39条1項関係]
- (2) **出来形検査**
 - ア 建設工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等に確保した製品（監督員の検査（確認を含む。以下この号において同じ。）を要するものにあつては検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限る。）の部分に対し、代価の一部を支払う場合に行う検査[約款第38条1項関係]
 - イ 工事請負契約を解除した場合の出来形部分の検査[約款第51条1項関係]
- (3) **中間検査** 建設工事の履行途中において検査権者が必要と認める場合に行う検査

(検査の期日)

第5 検査は、会計規則及び契約書の規定により完成届（岐阜県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第27号様式）又は出来形届書（共通仕様書第25号様式）を受けた日から14日以内に行わなければならない。

ただし、検査は契約の属する年度の末日（3月31日）までに行わなければならない。

2 本庁検査においては、現地機関が所管する工事にあつてはその機関の長を、現地機関を介しないで本庁が直接担当する直轄工事にあつては担当課長を経由するものとする。

なお、当初設計金額3億円以上の工事にあつては、現地機関の長及び本庁所管課の長を経由するものとする。

この項における全機関を以下「工事所管機関」という。

(兼務の禁止)

第6 検査員は、次の各号に掲げる場合を除いて建設工事の監督員を兼ねることはできない。

(1) 維持修繕に関する工事で施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な工事の検査

(2) 検査を行うために特別の技術を要するため監督員以外の職員により行うことが著しく困難な工事の検査

(検査の日時等の通知)

第7 検査権者は、検査を実施しようとするときは、受注者（本庁検査の場合は、受注者及び工事所管機関の長）に対して、あらかじめ検査の日時等必要な事項を通知（工検様式1号）するものとする。

(検査員の選定)

第8 検査権者は、毎年度当初に検査を担当する職員（以下「検査員」という。）を原則として技術担当の担当総括（技術主査を含む。）以上の職にある職員のうちからあらかじめ選定し、事務分掌に定める。ただし、組織規則による検査員はこれによらない。

(検査員の指定)

第9 検査員の指定は、前条の職員のうちより検査ごとに命令書（工検様式2号）により行う。

ただし、完成届又は出来形届書に併記（工検様式2号-1）して行うことができる。

2 検査権者は、必要があると認めるときは2名以上の検査員を指定することができる。

この場合において、検査権者は、それぞれの検査員の権限の内容を明らかにしなければならない。

3 第6(1)、(2)に掲げる場合は、請負契約に関する事前決裁書において氏名を明記して検査員を指定するものとする。

ただし、検査員に異動があつたときは、指定変更するものとする。

4 検査権者は、建設工事に係る検査員を自機関において指定することが困難なときは、他機関の長の同意を得て、その機関の技術担当の職員を検査員として指定することができる。

(検査員の職務、権限)

第10 検査員は、検査に先立って建設工事の施工管理記録及び指示事項等を確認しなければならない。

2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、受注者に工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、完成検査において出来形検査又は中間検査にて確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。

4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

ただし、軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（工検様式5号）で指示し、その完成を確認するものとする。

なお本庁検査の場合、この確認は工事所管機関の長の軽微な修補完了確認報告書（工検様式6号）により代えることができる。

- 5 検査員は、不合格の判定をした場合で、修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれる場合には、修補の命令（工検様式7号）をしなければならない。

（立会人等）

- 第 11 検査員は、検査を実施するときは建設工事の監督員、受注者又はその代理人その他必要と認められる関係者を立会わせるものとする。

（検査の準備）

- 第 12 監督員は、検査に際し、次に掲げるものを準備しておくものとする。

- （1）契約書、設計図書、施工管理記録その他契約履行の記録等検査に必要な書類
- （2）工事現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の指示
- （3）検査に必要な用具及び人員
- （4）その他検査員があらかじめ指示した事項

（検査結果報告書の作成）

- 第 13 検査員は、検査を終了したときは速やかに検査結果報告書（工検様式3号）を作成し検査権者に提出しなければならない。

（検査結果の通知、報告）

- 第 14 検査権者は、検査員からの検査結果報告書の受理後、速やかに建設工事の検査結果を受注者（本庁検査の場合は、受注者及び工事所管機関の長）に対して通知（工検様式4号）しなければならない。

- 2 検査権者は、検査結果が不合格のときは、工事を所管する部の関係課長及び技術検査課長に報告するものとする。

（再検査）

- 第 15 検査員は、受注者から修補改造完了届（工検様式8号）を受けたときは再検査をしなければならない。

- 2 再検査は、第3から第14までの規定を準用する。

（検査調書の作成）

- 第 16 検査員は、検査を終了したときは、検査調書（完成・中間検査にあつては会計規則第122条関係第39号様式乙、出来形検査にあつては会計規則第122条関係第39号様式丙）を作成しなければならない。

ただし、契約金額が会計規則第122条第2項のただし書きに規定する額（150万円）を超えないものについては受注者の履行についての届出書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、記名押印してこれに代えることができる。

（工事成績評定）

- 第 17 検査員は、検査を終了したときは、別に定める岐阜県建設工事成績評定要領に基づき工事成績評定をするものとする。

（検査の委託）

- 第 18 特に専門的な知識又は技能を必要とするものその他必要と認められる場合は、県の職員以外の者に検査を委託することができる。

(適用の除外)

第 19 維持修繕等で契約金額150万円以下の工事はこの要領によらないことができる。

(実施細目)

第 20 この要領に定めもののほか、評価の実施に関し必要な細目は、検査権者が定める。

附 則

この要領は、昭和54年9月1日より施行する。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成10年6月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月12日より施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。